


誘致病院に関する覚書

茨木市（以下「甲」という。）と学校法人大阪医科薬科大学（以下「乙」という。）は、甲誘致にかかる乙病院の開設及び運営等の具体的事項について協議を行うにあたり、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、誘致病院の開設及び運営に関する詳細な事項について協議を行うものとする。

（協議）

第2条 協議は、茨木市誘致病院に係る基本整備構想、茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項、乙の提案内容、茨木市病院誘致あり方検討委員会及び茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会からの意見等を尊重し、実現可能な具体的事項及びその実現に必要な支援等の諸条件について行う。

（基本協定）

第3条 協議が整った内容については別途基本協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第4条 甲と乙は、信義を重んじ誠実に本覚書を履行しなければならない。

（覚書の解除等）

第5条 甲又は乙が、理由を明らかにしたうえで本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部を変更することができる。

（損害賠償）

第6条 前条の規定による本覚書の解除又は一部変更を行なった場合、甲乙双方は、これによる損害の賠償義務を負わないものとする。

（その他）

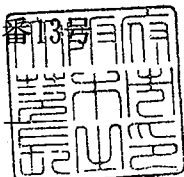
第7条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月31日

甲

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡洋



乙

大阪府高槻市大学町2番
学校法人大阪医科薬科大学
理事長 植木 寛

